

留学生からの「技人国」への変更申請について

日本の大学や専門学校等を卒業する見込みの留学生を対象とした「技術・人文知識・国際業務」への変更申請が、12月1日から開始されていますので、内定している外国人留学生について、すでに、申請を行っている企業も多いかと思います。

2025年12月1日からの申請では、例年から変更があり、一定の条件に該当すれば「留学」から「技術・人文知識・国際業務」への変更申請の提出書類について省略が可能となっています。具体的には、留学生が、①本邦大学卒業（予定）者（大学院及び短期大学卒業者を含む。）、②海外の優秀大学卒業者（3つの世界大学ランキング中、2つ以上で上位300位にランクインしている外国の大学が対象）に該当している場合、又は、所属機関が、③「留学」から「技術・人文知識・国際業務」に変更許可を受けた者を、現に受け入れている場合（但し、当該外国人が当該所属機関において就労中に少なくとも1度の在留期間更新許可を受けている場合に限る）に、所属機関が、カテゴリー3や4の企業であっても、カテゴリー2と判断され、提出書類の省略が可能となります。カテゴリー1や2の企業にはメリットはありませんが、カテゴリー3や4の企業にとっては大幅な提出書類の省略となります。（但し、派遣形態での雇用の場合は、今回の提出書類省略の対象外となり、本来のカテゴリーでの提出書類となりますので、ご注意ください。）

また、出入国在留管理局のホームページでは、1月末日までに変更申請がされなければ、審査が遅くなる可能性について言及しています。4月1日入社を予定されている企業は、1月末までに申請されることをお勧めします。もし、1月末を超える場合であっても、できる限り早く申請をされる方がよいでしょう。

最終的な「技術・人文知識・国際業務」への切替えは、卒業前に許可のハガキが届いても、卒業後となります。卒業証明書等、卒業したことを証明する資料の提示又は提出が必要となります。こちらは例年通りです。また、「技術・人文知識・国際業務」への切替え後は、アルバイトができなくなりますので、留学生本人に説明の上、手続きをしてください。

アイム行政書士法人 <https://aim-office.or.jp/>

代表 宮本 政幸 (ORA 外国人雇用推進部門会メンバー)

【営業内容】

行政書士法人

外国人に関する業務

●永住・帰化 ●投資ビザ(外国人の方が日本で会社を設立し経営)

●就労ビザ等の外国人在留手続きなど 他

